

株式会社クリエイト SD ホールディングス
定 款

定 款

第 1 章 総 則

- (商 号)
- 第1条 当社は、株式会社クリエイト SD ホールディングスと称し、英文では CREATE SD HOLDINGS CO., LTD. と表示する。
- (目 的)
- 第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
- (1) 薬局の経営並びに医薬品、医薬部外品、医療用具の製造、販売及び輸出入
 - (2) 化粧品、衛生材料、計量器等の製造、販売及び輸出入
 - (3) 毒物、劇物、肥料、工業薬品、農業薬品、農業用資材、園芸用品、ペットフーズの製造、販売及び輸出入並びに犬、猫、小鳥、昆虫、生花、園芸用樹木、草木類の販売
 - (4) 日用雑貨品、衣料品、靴、履物、かばん、袋物、雨具、寝具等の製造、販売及び輸出入
 - (5) 食料品、生鮮食品、乳製品、飲料水の製造、販売及び輸出入
 - (6) 米穀、塩、酒類、タバコ、喫煙具、石油製品、書籍雑誌、切手、収入印紙、宝くじ、バス回数券等の販売
 - (7) 建築用資材、塗料、木材、建築金物、建築用工具、住宅設備機器の製造、販売及び輸出入並びに建築工事の設計管理、請負施工
 - (8) 建築工事仲介業
 - (9) 家庭用電気製品、石油器具、ガス器具、消火器、家具、室内装飾品の製造、販売及び輸出入
 - (10) 宝石、貴金属、眼鏡、時計、カメラ、カメラ用品、美術工芸品の製造、販売及び輸出入並びに各種写真の撮影、現像、焼付
 - (11) スポーツ用品、釣り用品、楽器、テープ、CD、DVD、文房具、事務用機器、玩具、娯楽用品の製造、販売及び輸出入
 - (12) コンピューター、コンピューター周辺機器等の電子機器の製造、販売並びにコンピューターソフトの製作、販売
 - (13) 自動車運送業、クリーニング業、小荷物配送業の取次及び旅行業
 - (14) 水道施設、給排水設備工事業及びその仲介
 - (15) 水処理設備のメンテナンス業及びその仲介
 - (16) 家事サービス業及びその仲介
 - (17) 飲食店の経営
 - (18) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
 - (19) 介護用品、介護用機器、福祉用品、福祉用機器の製造、販売及び賃貸
 - (20) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業
 - (21) 有料老人ホームの経営及び運営の受託業務
 - (22) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の販売
 - (23) インターネット、カタログ等による通信販売

- (24) 総合リース業及びレンタル業
- (25) 広告業及び広告代理店業
- (26) 物流システムの企画開発及び物流センターの管理運営に関するコンサルティング
- (27) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (28) 金融業
- (29) 清掃業及びその仲介
- (30) 不動産の有効活用に関するコンサルティング
- (31) 古物の売買及び交換
- (32) 流通業に関する研究、研修、情報提供
- (33) 各種企業に対する経営の診断及び指導
- (34) 労働者派遣事業及び人材紹介に関する業務
- (35) フランチャイズチェーンシステムによるドラッグストアの経営並びに加盟店への経営指導
- (36) 病院、診療所の経営
- (37) 処方箋の集計管理業務の受託
- (38) 美容院、理容院、エステティックサロン、ネイルサロンの経営
- (39) フィットネスクラブ及びスポーツ施設の経営
- (40) カラオケ、ゲームセンター等の娯楽施設の経営
- (41) 商業
- (42) 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を横浜市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、264,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。

(株券の不発行)

第8条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(単元株式数)

第9条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議により、監査等委員以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議により、監査等委員以外の取締役の中から、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員及び監査等委員会

(常勤監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第40条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 平成27年8月開催の第18回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
2. 平成27年8月開催の第18回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(株主総会書類の電子提供に関する経過措置)

1. 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。